

賞与明細 見方ガイド



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年6月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

賞与明細 見方ガイド

賞与（ボーナス）支給時には賞与明細書が交付されます。所得税法に基づき賞与を支給する従業員への交付が義務です。内容を理解し収入を正確に把握しましょう。

賞与明細書には「総支給額」（税金・社会保険料控除前の全額）と、実際に受け取る「差引支給額」（手取り額）が記載されます。

計算式：「総支給額 - (社会保険料合計 + 所得税) = 差引支給額」。

社会保険料の控除

賞与からは社会保険料（健康保険、介護保険（40～64歳）、厚生年金保険、雇用保険）が控除され、原則事業主と折半です。

健康保険・介護保険・厚生年金保険料は「標準賞与額」（総支給額の千円未満切捨て）で計算。雇用保険料は「総支給額」が基礎です。

・健康保険料

計算: 標準賞与額 × 健康保険料率 × 1/2。料率は加入先や地域で異なります。標準賞与額上限は年573万円。

・介護保険料

対象: 40～64歳。計算: 標準賞与額 × 介護保険料率 × 1/2。令和7年度全国一律料率1.59%（本人負担0.795%）。

賞与明細 見方ガイド

社会保険料の控除

・厚生年金保険料

計算: 標準賞与額 × 厚生年金保険料率 × 1/2。料率18.3%（本人負担9.15%）で固定。標準賞与額上限は月150万円。

・雇用保険料

計算: 賞与総支給額 × 雇用保険料率（本人負担分）。令和7年度本人負担率は一般事業で0.55%。

所得税の源泉徴収

社会保険料控除後の額に所得税が源泉徴収されます。計算: (総支給額 - 社会保険料合計) × 税率。税率は前月給与と扶養親族数で決定。

手取り額の確認

総支給額から全社会保険料と所得税を引いた額が手取りです。明細で各項目を確認しましょう。